

Q1-2-1.台湾における会社法の概要について教えてください。

会社法上の会社とは、営利事業目的であり、会社法に基づき組織、登記設立された法人をいいます。会社は、以下の4種類があります。

1. 合名会社:2人以上の社員(出資者)により組織され、社員は会社の債務に対して共同で、もしくは個別に無限連帯責任を負う。
2. 有限会社:1人以上の社員(出資者)により組織され、社員の責任はその出資額を限度とする。
3. 合資会社:1人以上の無限責任社員と1人以上の有限責任社員から組織され、無限責任社員は、会社の債務に対して無限連帯責任を負い、有限責任社員は、その出資額を限度として責任を負う
4. 株式会社:2人以上の株主(ただし、政府または法人株主の場合は1名も可)により組織され、株主はその出資額を限度として会社に対して責任を負う。

会社法は上記の4種類の全ての会社に適用される総則性事項、関連企業および外国事業等に対する規定で構成されています。以下に会社法の各章のポイントを簡潔に説明いたします。

第一章、総則		
1.	会社の定義および分類	会社法上の「会社」に関する定義および4種類の会社の規定
2.	会社の能力	<ul style="list-style-type: none"><li>● 会社の投資の制限</li><li>● 会社の貸付の制限</li><li>● 会社の保証の制限</li><li>● 会社の権利侵害行為</li></ul>
3.	会社の責任者と経理人	<ul style="list-style-type: none"><li>● 会社の責任者の範囲:責任者とは合名会社、合資会社の場合は業務を執行する株社員または会社を代表する社員を指し、有限会社、株式会社の場合は、取締役をいう。 会社の経理人または清算人、株式会社の発起人、監査役、検査役、更生管財人、または更生監督委員もまた、その職務執行の範囲内において、会社責任者とする。</li><li>● 会社責任者は、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務を果たさなければならない。</li><li>● 法人取締役:政府または法人が株主である場合、取締役または監査役に選任されることができる。ただし、自然人を指定し、代表として職務を執行させなければならない。 また、政府または法人が株主である場合、その代表者を取締役または監査役に選任させることができる。代表者が複数いる場合、それぞれが</li></ul>

		<p>選任されることができるが、同時に取締役と監査役の両方に選任されること、または同時に両方を勤めることはできない。</p> <p>第1項および第2項の代表者は、その職務関係により、随時指名変更することができ、当初の任期が満了するまで継続される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経理人の資格、委任、報酬および職権</li> </ul>
4.	会社に対する監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公権の監督： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 監督機関：中央においては経済部、直轄市においては直轄市政府とする。</li> <li>- 設立登記、会社名、会社の営業、会社の財産に対する監督を含む。</li> </ul> </li> <li>● 司法監督：解散の裁定。</li> </ul>
5.	会社の合併や買収	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社の合併</li> <li>● 会社の組織変更</li> </ul>
6	会社の解散清算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会社解散の事由</li> <li>● 清算手続き</li> </ul>

## 第二章、 合名会社

合名会社の社員(出資者)の無限責任について、以下の事項を規定しています。

1. 概念：合名会社の意義および性質を含む。
2. 設立：定款の制定、設立登記等を含む。
3. 体内的な関係：出資、会社業務の執行および監督、投資制限、利益の処分および会社定款の変更等を含む。
4. 出資者の地位の得喪：資本参加、出資金の払戻し、出資の譲渡等を含む。
5. 合名会社の対外的な関係：合名会社の代表、合名会社社員の責任および合名会社の資本充実の原則を含む。
6. その他：合名会社の合併、組織変更および解散清算。

## 第三章、 有限会社

有限会社について、以下の事項が規定されています。

1. 概念：有限責任の意義および特質を含む。
2. 設立：定款の制定、出資額の払込み、設立登記の申請等を含む。
3. 社員(出資者)：社員の人数、社員資格の得喪、社員の権利・義務、社員名簿および出資払込証明書、社員の出資額の譲渡、社員の質権設定等を含む。
4. 意思決定機関：社員の議決が必要な事項および議決権の計算、業務執行機関(取締役)、意思監督機関等を含む。
5. その他：有限会社の会計、定款変更、合併、解散および清算等を含む。

#### 第四章、 合資会社

合資会社の特質について、以下の事項を規定しています。

1. 概念:合資会社の意義および特質等を含む。
2. 設立
3. 対内的な関係:社員の出資、業務の執行および監査、出資の譲渡、社員の競業避止業務および利益の処分等を含む。
4. 対外的な関係:会社の代表、社員主の責任等を含む。
5. その他:合資会社の資本参加、出資金の払戻し、除名、組織変更および解散清算等。

#### 第五章、 株式会社

会社形態の中で実務上最もよく見受けられる会社の類型です。本章の主要な規定事項は下記のとおりです。

1. 概念:株式会社の定義および特質を含む。
2. 設立:発起人、設立方法および手続、会社設立の責任等を含む。
3. 資本金制度:株券の券面額および会社資本金、株券の割引発行、株主の出資方法、出資に関わる責任等を含む。
4. 株式:株式の意義および性質、株式の種類、優先株の発行変更および撤回、株式の譲渡、株式の撤回および買収、株式の質権設定および株式の消却等を含む。
5. 株主:株主権、株主の出資義務、株主名簿等を含む。
6. 意思決定機関:
  - 1) 意思決定機関-株主総会:株主総会の権限、招集手続、開催、株主の議決権、株主総会の決議、株主総会の決議の瑕疵、株主総会の代理出席および議決権の代理行使等を含む。
  - 2) 業務執行機関-取締役会:取締役の人数および任期、取締役の資格、選任および解任手続、取締役の報酬、取締役の義務、取締役と会社との間の取引行為に対する規定、取締役の責任、取締役会の権限および義務、取締役会会議の手続、取締役に対する訴訟、代表取締役(董事長)および副代表取締役(副董事長)並びに常務取締役の選任および職権等を含む。
  - 3) 監督機関-監査役:監査役の選任および解任、監査役と会社との関係、監査役の権限、監査役の義務および責任等を含む。
7. 会計:会計帳簿・決算書類の種類、会計帳簿・決算書類の作成手続、準備金、株式配当金および特別配当金の配当等を含む。
8. その他:株式会社の社債、新株発行、定款変更、会社再編制、合併および分割、解散および清算等を含む。

#### 第六章の一、関係会社

会社法上のいわゆる関係企業の以下の事項について規定しています。

1. 関係会社の定義および種類。
2. 支配会社の法律責任。
3. 相互に投資している会社の議決権行使に対する制限。

#### 4. 関係会社の情報開示の程度等。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。